

建設業における 労働災害防止等講習会

令和7年7月11日

秋田労働基準監督署

安全衛生課

目 次

- 1．建設業の労働災害発生状況等
- 2．建築物、工作物の解体・改修工事における石綿事前調査等
- 3．職場における熱中症対策の強化
- 4．酸素欠乏症等の防止
- 5．労働者死傷病報告の電子申請等

1

建設業の労働災害発生状況等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

建設業の労働災害発生状況（令和6年及び令和7年5月末）

・業種別（令和6年）

	令和5年	令和6年	増減数	増減率
全産業小計	(6) 464	(3) 399	-65	-14.0%
建設業小計	(2) 71	(3) 60	-11	-15.5%
土木工事業	(1) 21	(1) 9	-12	-57.1%
建築工事業	(1) 37	(2) 40	3	8.1%
鉄骨・鉄筋 家屋建築業	2	(1) 5	3	150.0%
木造家屋建 築業	18	13	-5	-27.8%
その他の建設業	13	11	-2	-15.4%

・業種別（令和7年5月末時点）

	令和6年	令和7年	増減数	増減率
全産業小計	(1) 134	(3) 156	13	12.0%
建設業小計	(1) 15	(3) 31	16	200.0%
土木工事業	1	(3) 9	7	—
建築工事業	(1) 13	13	1	12.5%
鉄骨・鉄筋 家屋建築業	(1) 5	3	-1	-25.0%
木造家屋建 築業	1	4	1	—
その他の建設業	1	9	8	—

・事故の型別（令和6年）

	墜落・転落	転倒	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	切れ・こすれ
建設業小計	(1) 23	4	(2) 4	6	6
土木工事業		1	(1) 2	2	
建築工事業	(1) 17	3	(1) 2	4	4
鉄骨・鉄筋 家屋建築業	(1) 3				
木造家屋建 築業	5			2	3
その他の建設業	6				2

・事故の型別（令和7年5月末時点）

	墜落・転落	転倒	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	切れ・こすれ
建設業小計	7	6	2	5	1
土木工事業	1	2		1	
建築工事業	4	1		3	1
鉄骨・鉄筋 家屋建築業	1				
木造家屋建 築業	1				1
その他の建設業	2	3	2	1	

※休業4日以上労働災害による死傷者、（ ）は内数で死亡者数

秋田署管内の死亡災害事例

令和6年

番号	発生月	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	3月	建築	60歳代	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	社屋建設工事現場で、被災者は鉄骨の梁上（梁の幅35cm、高さ約7.4m）でボルトの増し締め作業を行おうとしたところ、地面に墜落したもの。梁上には親綱が設けられており、被災者は胴ベルト型の墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった。
2	5月	建築	60歳代	激突され	掘削用機械	事業主が所有する田んぼの日当たりを良くするため、被災者と事業主の2名で木の伐木作業を行っていた。事業主がドラグ・ショベルを運転して伐倒木を搬出しようとしたところ、ドラグ・ショベルが横転し、近くにいた被災者がドラグ・ショベルの下敷きになった。
3	7月	土木	70歳代	激突され	掘削用機械	河川工事現場で被災者と数名の作業員はトラック荷台に積まれた鋼矢板を移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルのフックにワイヤロープで玉掛けして地面に降ろす作業を行っていた。水平に吊り上げた鋼矢板の振れ止めのため、被災者が鋼矢板の先端を押さえた状態でドラグ・ショベルを旋回させたところ、ワイヤロープがずれて鋼矢板が斜めになり、被災者の頭部に激突した。

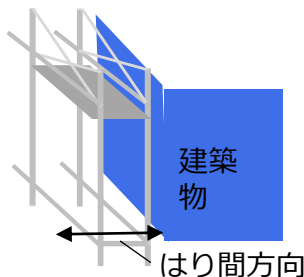
令和7年

番号	発生月	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	3月	土木	20、40、60歳代	有害物との接触	異常環境等	下水道管渠補修工事現場において、労働者1名がマンホール内で下水道管圧送のバルブ補修作業を行っていたところ、急に意識を失い倒れたため、救助しようとして労働者2名がマンホール内に入ったが同様に意識を失い、3名とも被災した。

足場からの墜落防止措置の強化

1 幅1m以上の箇所における原則本足場の使用

- ・ 1メートル以上の幅(※足場を使用する建築物等の外
面を起点としたはり間方向の水平距離)を確保できる
場合は、原則として本足場を使用す
ること。ただし、①つり足場を使用
するとき、②障害物の存在その他の
足場を使用する場所の状況により本
足場を使用することが困難なときは、
一側足場の使用が可能。



2 足場の点検をする前に点検実施者を指名

- ・ 足場（つり足場を含む。）の作業開始前や組立完了
後等に行う点検について、点検者をあらかじめ指名す
ること。

- ・ 点検者の指名方法例

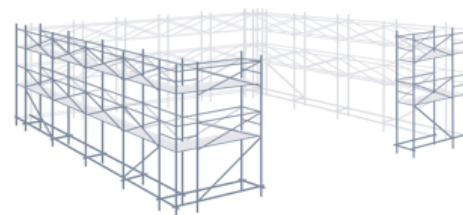
→書面のほか、口頭、メール、電話等

3 点検者の氏名を点検表へ記録及び点検表の保存

- ・ 点検の結果や修繕内容等に加えて点検者の氏名を記録
すること。
- ・ 保存期間は元請がすべての工事が終了するまでの間、
下請が請け負った仕事を終了するまでの間。

足場からの墜落防止措置が 強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

- ① **一側足場の使用範囲が明確化されます**
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。
 - ② **足場の点検時には点検者の指名が必要になります**
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名する必要があります。
 - ③ **足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります**
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。
- また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

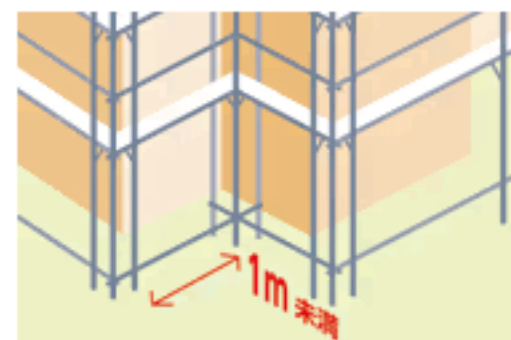
足場からの墜落防止措置の強化

●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

足場の各種点検

「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用しましょう！

①くさび緊結式足場用

点検の内容例 □ くさび緊結式足場用

点検事項	点検項目の□内□答
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	☐ 床材の取付状態は計画通りか。 ☐ 床材は変形したり、損傷していないか。 ☐ 床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか。 ☐ 床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満（※）か。 ☐ 床材は建地との間に隙間をつくらぬよう設置されているか。 ☐
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	☐ 建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか。 ☐ 建地は、受け止めのピン等で確実に接続されているか。 ☐ 布のくさは建地緊結部に確実に打ち込まれているか。 ☐ 腕木のくさは建地緊結部に確実に打ち込まれているか。 ☐ 建地、布、腕木の取付部に緩みはないか。 ☐
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	☐ 緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか。 ☐ 継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか。 ☐
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	☐ 手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか。 ☐ 手すり、中さん、幅木の脱落はないか。 ☐ 手すりの高さは 85（90）センチメートル以上か。 ☐ 中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か。 ☐ 表面に手すり及び中さんは設置されているか。 ☐
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無	☐ 幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか。 ☐ 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか。 ☐ 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか。 ☐ メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか。 ☐ 防網はつり綱で確実に緊結されているか。 ☐
6 脚部の沈下及び滑動の状態	☐ ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか。 ☐ 敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか。 ☐ ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか。 ☐ 根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか。 ☐
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	☐ 筋かい、控え、壁つなぎ等の取付状態は計画通りか。 ☐ 筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか。 ☐ 専用の壁つなぎ用金具が使用されているか。 ☐ 控えはクランプで緊結されているか。 ☐
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	☐ 建地、布、腕木に変形、損傷はないか。 ☐
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※ 1 ④は次の場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

- (1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合。
 - (2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合。
- また、はり間方向における建地の内法幅が 64 センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管足場の部材で、平成 27 年 7 月 1 日現在にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

②わく組足場用

点検の内容例 □ わく組足場用

別表

点検事項	点検項目の□内□答
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	☐ 床材の取付状態は計画通りか。 ☐ 床付き布わくは変形したり、損傷していないか。 ☐ つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか。 ☐ 床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満（※）か。 ☐ 床付き布わくは建地との間に隙間なく設置されているか。 ☐
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	☐ 建地、布、腕木の取付状態は計画通りか。 ☐ 建地は、アームロック等で確実に接続されているか。 ☐ 脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか。 ☐ 建地、布、腕木の取付部に緩みはないか。 ☐
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	☐ 緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか。 ☐ 継手金具（ジョイント、アームロック）に損傷、腐食はないか。 ☐
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	☐ 交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか。 ☐ 交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の脱落はないか。 ☐ 交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか。 ☐ 表面に手すり及び中さんは設置されているか。 ☐
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無	☐ 幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか。 ☐ 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか。 ☐ 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか。 ☐ メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか。 ☐ 防網はつり綱で確実に緊結されているか。 ☐
6 脚部の沈下及び滑動の状態	☐ ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか。 ☐ 敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか。 ☐ ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか。 ☐ 根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか。 ☐
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	☐ 交さ筋かい、控え、壁つなぎ等の取付状態は計画通りか。 ☐ 交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか。 ☐ 専用の壁つなぎ用金具が使用されているか。 ☐ 控えはクランプで緊結されているか。 ☐
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	☐ 建地、布、腕木に変形、損傷はないか。 ☐
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※ 1 ④は次の場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

- (1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合。
- (2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合。

足場からの墜落・転落防止

足場からの墜落・転落防止対策

【基本的な対策】

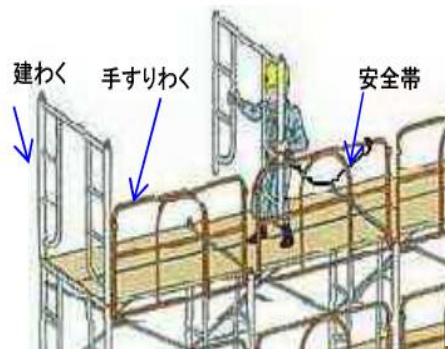
- 開口部や妻面、足場と躯体との隙間の墜落危険箇所に手すり、囲い、渡り等を設置すること。
- 足場設置後、使用前等における足場の点検を確実に行うこと。
- 作業の必要のため、手すりを取り外したときは、作業後必ず元に戻すこと。
- 屋根上や高所の作業がある場合には、足場を設置したとしても、より安全のため要求性能墜落制止用器具の使用徹底を図ること。**（二丁掛フルハーネスの使用を推奨。）**

【手すり先行工法】

- ・足場の組立及び解体作業時、作業床の最上層に常に手すりがあ
- る工法。
- ・足場最上層からの墜落防止効果が高く、働きやすい安心感のある足場。

【手すり先行工法】

手すりに安全帯を取り付ける



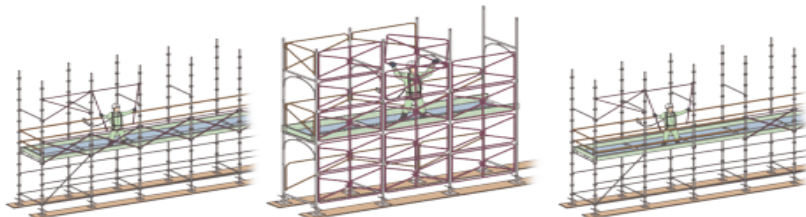
手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介しています。



改正のポイント

1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追加しました。

2 近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。

3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映

縦綱機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトで開催→

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



はしご・脚立からの墜落・転落防止

移動はしご

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



ヨシ!



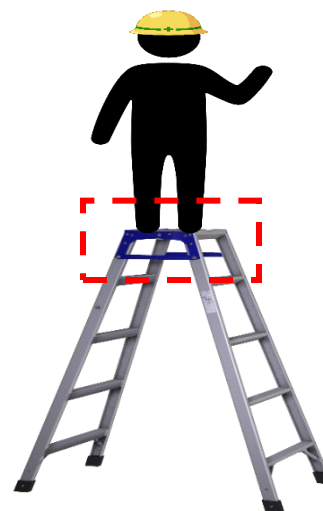
しっかり固定!

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
防止協会編

脚立



- 身体のバランスを崩しやすい脚立の使い方をしないこと。
→ 荷物を持つての昇降、またがって使用、天板に乗る、身体を乗り出す等
- 「墜落時保護用」のヘルメットを着用すること。
- 「閉じ止め金具（脚立の脚が不意に開閉することを防止するための金具）」を必ず使用すること。

足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合、墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか事前に検討をお願いします。

保護帽（ヘルメット）の着用

ヘルメットの
着用ポイント

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

1 「墜落時保護用」を
使用すること

2 傾けずに被ること

3 あご紐をしっかりと、
確実に締めること

4 破損したものは
使わないこと

5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた
忘れやすいポイントです)

1 **要チェック！**

ヘルメット内側に貼られて
いる「国家検定合格標章」
等に用途が書かれていま
す！

3 **参考**

あごヒモと耳ヒモの接続
部分を留め具等で固定す
ると、墜落時の衝撃でヘ
ルメットが着脱しにくく
なります！

墜落時保護用ヘルメットの例＜参考＞



例：発泡スチロールの吸収材が付いたもの



例：ブロックライナーが付いたもの
※写真はタニザワ エアライト

墜落時保護用かどうか、必ずヘルメット内側の記載を確認しましょう！

2

建築物、工作物の解体・改修 工事における石綿事前調査等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿健康障害の防止



※現時点では、建築物及び船舶に係る事前調査のみに資格者による調査の実施が義務付けられている。(R5年10月施行)

石綿健康障害の防止

建築物・工作物の解体・改修工事

- ・工事対象となるすべての部材について、石綿含有の有無を設計図書と目視により事前調査を行うこと。
- ・事前調査は有資格者が行うこと。
- ・**令和8年1月1日以降着工の工事から工作物（ボイラー等）の事前調査についても、有資格者（工作物石綿事前調査者等）が行う必要があります。**
- ・工作物石綿事前調査者講習は、**秋田県では秋田県労働基準協会で開催**しています。
- ・事前調査結果を現場に備え付けて掲示すること。
- ・作業の実施状況を写真等で記録すること。

【事前調査の結果報告が必要な工事】

- ・建築物の床面積 80m² 以上の解体工事
- ・請負金額税込100万円以上の改修工事
- ・請負金額税込100万円以上の工作物の解体又は改修工事

※上記に該当する場合は、事前調査の結果(石綿の有無)に関わらず建設現場を管轄する労働基準監督署へ報告が必要。

- ・発注業者に解体又は改修を行う建築物等に係る石綿等の使用状況を確認できる資料があれば情報提供を受けてください。



工作物の事前調査について

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 → 

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策マニュアル」93～95P

**「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。**

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者参照 → 

事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照 → 

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策マニュアル」101～103P

事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存 参照 → 

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策マニュアル」95～98P

「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防指針の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。

石綿総合情報ポータルサイト 

<参考> 工作物の例



ボイラー



圧力容器



プラント配管



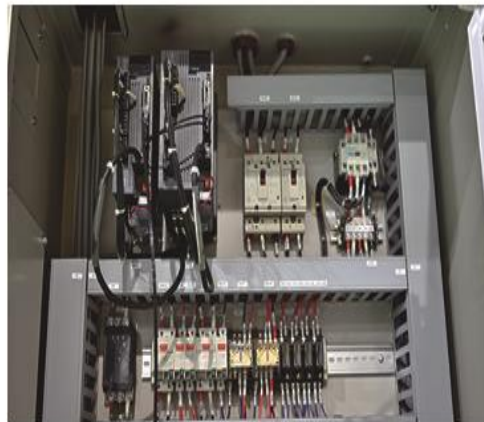
貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

<参考> 作業計画・作業記録の作成例

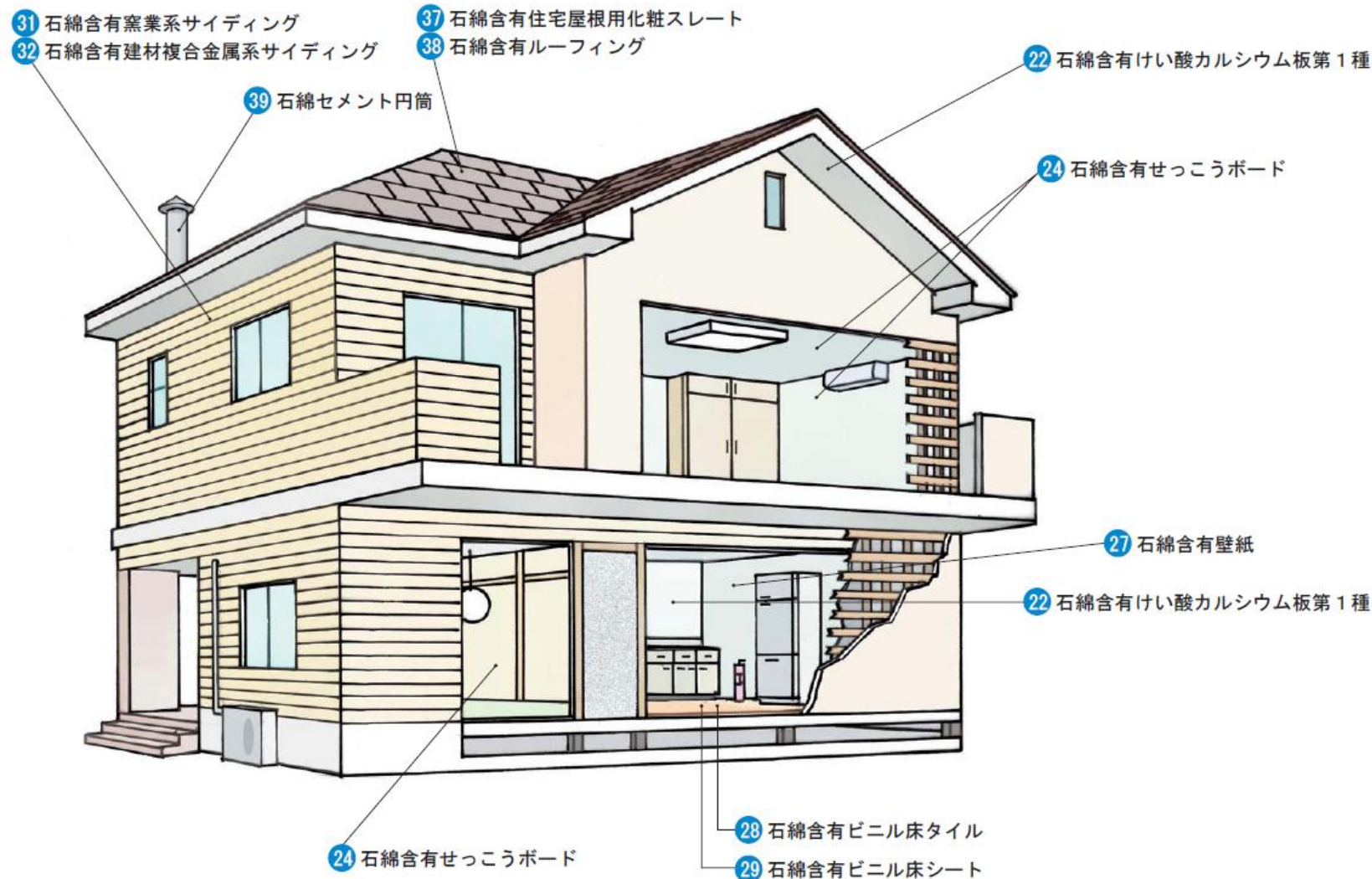
石綿解体等作業計画書・作業記録書 (レベル3)		3年間保存(第35条の2) 40年間保存(第35条)
会社名 (元請) 〇〇建設株式会社	現場責任者職氏名	
会社名 (下請) 〇〇工業株式会社	現場代理人 〇〇 〇〇	
工事名 〇〇邸解体工事		
所在地 福島市〇〇〇〇〇1-2-3		
石綿則第4条、第35条、第35条の2		作成日 年 月 日
1 工事概要		
(1) 工期	令和5年4月1日 ~ 令和5年4月30日	
(2) 石綿含有建材の種類、分別解体の方法 (取扱う建材にチェック⇒例: H 手はし、M 機械作業併用)		
①外壁・軒天	☐ スレートボード ☐ スレート波板 ☐ 窯業系サイディング ☐ 押出成形セメント板 ☐ ケイ酸カルシウム板1種 ☐ その他()	
②屋根	☐ スレート波板 ☐ 住宅屋根化粧スレート ☐ その他()	
③内壁・天井	☐ スレートボード ☒ H スラグせつこう板 ☐ パーライト板 ☐ バルブセメント板 ☐ ケイ酸カルシウム板1種	
④床	☐ せつこうボード ☐ ロックウール吸音天井板 ☐ その他()	
⑤煙突	☐ セメント円筒 ☐ その他()	
⑥その他	☐ セメント管 ☐ ジョイントシート ☐ 紡織品 ☐ パッキン ☐ その他()	
2 保護具・発散防止方法等(該当項目にチェック)		
(1) 使用する保護具		
☒ 防じんマスク(半面型代替式防じんマスク、半面型電動ファン付き呼吸用保護具) ☒ 作業衣 ☐ 保護衣 ☒ その他(保護メガネ・手袋)		
(2) 看板・掲示板		
☒ 事前調査の結果① ☒ 石綿採取注意標識② ☒ 石綿作業主任者氏名職務表示③ ☒ 喫煙・飲食の禁止表示④ ☒ 工事関係者以外立入禁止表示⑤ ☒ 石綿廃棄物の表示⑥		
①事前調査結果掲示(例) ②石綿採取注意標識(例) ③石綿作業主任者氏名職務表示(例) ④喫煙・飲食の禁止表示(例)		
⑤工事関係者以外立入禁止表示(例) ⑥石綿廃棄物表示(例)		
(3) 粉じんの発散防止、抑制方法		
☒ 湿潤化(噴霧器・ 散水ポンプ) ☐ 除じん機能付き電動工具 ☐ 防災シート(防音シート)等		
3 工程表(作業の日付を記入)		
作業項目	日付(〇/〇~〇/〇)	
事前準備 (立入禁止措置→休憩所の確保→事前清掃)	4/1~4/7	
除去関係 (作業場の養生→湿潤化→石綿建材の除去→養生撤去→廃棄物の袋詰め→清掃)	4/10~4/14	
廃棄物の保管・搬出	4/17~4/21	

4 施工場所平面図(別紙可)			
赤線部: 石綿除去箇所 斜線部: 仮設足場設置場所			
5 石綿作業従事者氏名・作業期間 第35条、第35条の2			
氏名	資格・教育	石綿作業従事期間(〇/〇~〇/〇)	備考
福島 太郎	☒ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育	4/1~4/30	建材粉じんを誤って吸入。処置後、医師の診察を受けた。
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
	☐ 石綿作業主任者 ☐ 石綿従事者特別教育		
※備考欄には、著しく石綿粉じんに汚染された場合があれば、その概要、及び応急措置の内容を記載すること。			
6 周辺作業従事者の氏名・作業期間 第35条、第35条の2			
氏名	作業期間(〇/〇~〇/〇)	氏名	作業期間(〇/〇~〇/〇)
福島 二郎	4/15~4/24		
7 写真等による記録(下記の事項をチェック) 第35条の2			
☒ 表示・掲示物の状況写真等 ●事前調査の結果① ●石綿採取注意標識② ●喫煙・飲食の禁止表示④ ●工事関係者以外立入禁止表示⑤			
☒ 湿潤化及び呼吸用保護具の使用状況の写真等			
☒ 石綿廃棄物の表示⑥及び石綿廃棄物の保管状況の写真等			

<参考> アスベスト建材の使用部位例

<戸建て住宅>

※国土交通省の「目で見えるアスベスト建材」より抜粋



3

職場における熱中症対策の強化

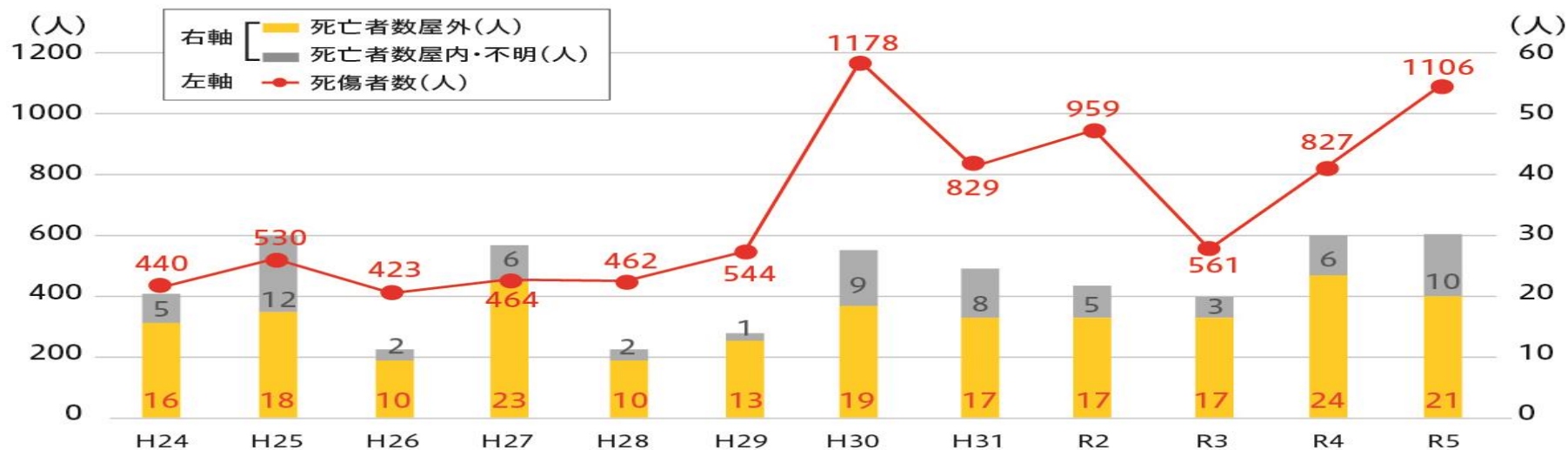
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症の災害発生状況（H24～）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）

職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

- 令和6年の確定値では、全国で死亡災害を含む休業4日以上の熱中症による死傷者数は1,257人（うち、死亡者数は31人）と過去最多になりました。特に、死亡者数は令和4年以降3年連続で30人以上となっています。
- 業種別にみると、死傷者数については全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。
- 死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、運送業が同数で続いています。
- 死亡災害の多くの事例では、暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時の措置の確認・周知の実施を確認できませんでした。
- また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病等を有している事例も見られ、多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。

熱中症の症状

○熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節等の体内の重要な調整機能が破綻する等して発症する障害の総称

○熱中症の症状

熱失神、熱けいれん



軽症

- めまい
- 立ちくらみ
- 筋肉痛
- 汗が止まらない

熱疲労



中等症

- 頭痛
- 吐き気
- 体がだるい（倦怠感）
- 虚脱感

熱射病



重症

- 意識がない
- けいれん
- 高い体温である
- 呼びかけに対し返事がおかしい
- 真っすぐに歩けない
走れない

条文（施行日：令和7年6月1日）

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

○暑熱な場所 → WBGT28度以上または気温31度以上の場所

○暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業

WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業

○WBGT（暑さ指数） → 気温、湿度、輻射熱を勘案し、熱中症の危険度を可視化した指標
確認方法：WBGT指数計、熱中症予防情報サイト等

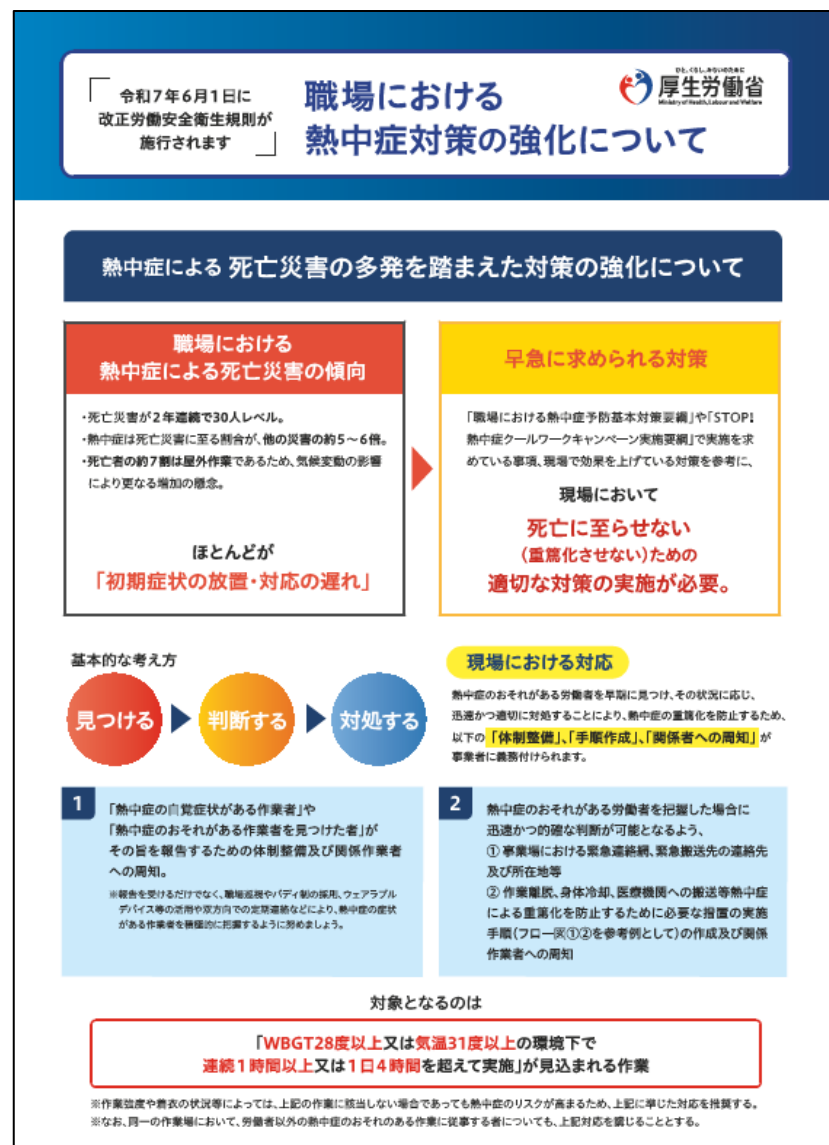
熱中症対策の強化

- ・業種や会社内外の指定はない。
- ・出張先、複数の場所で作業を行う場合、作業場所間の移動、臨時作業も対象。
- ・作業に従事する人には同一の場所で作業する労働者以外の作業員も含まれる（例：一人親方、荷物搬入者等）。
- ・建設現場等で複数の事業者が同一場所で作業する場合、元請だけでなく、関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生じる。

→各事業者が共同で1つの緊急連絡先を定めて、建設現場で周知することも可能。

1 報告体制の整備と周知

- ・熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた人がその内容を報告させるための体制をあらかじめ会社ごとに整備し関係者への周知すること。
- ・**①報告を受ける人、②報告を受ける人の連絡先、③連絡方法**を決めること。
- ・周知方法は、掲示板への掲示、メール、文書の配布、朝礼での口頭伝達等。必要に応じて複数の手段を組み合わせて使用すること。



熱中症対策の強化

2 作業手順の作成と周知

- ①熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容、②①の実施に関する手順を決めること。
- 作業手順の作成に当たっては、別添のリーフレットを参考にすること。作業場所と作業内容の実態を踏まえて、会社独自の手順を定めることも可能。
- 会社の緊急連絡網、搬送先の病院の連絡先（住所を含む。）を定めた場合は、併せて記載するのが望ましい。
- 身体の冷却方法の例

→作業着を脱がせて水を身体にかける、涼しい休憩所に避難させる、ミストファンを当てる、アイススラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等

○【注意】リーフレットに記載されている**#7119は秋田県内でサービスを行っていない。**

- 秋田労働局のHPから作業手順の記載例等についてダウンロード可能。

ダウンロードはこちらから→

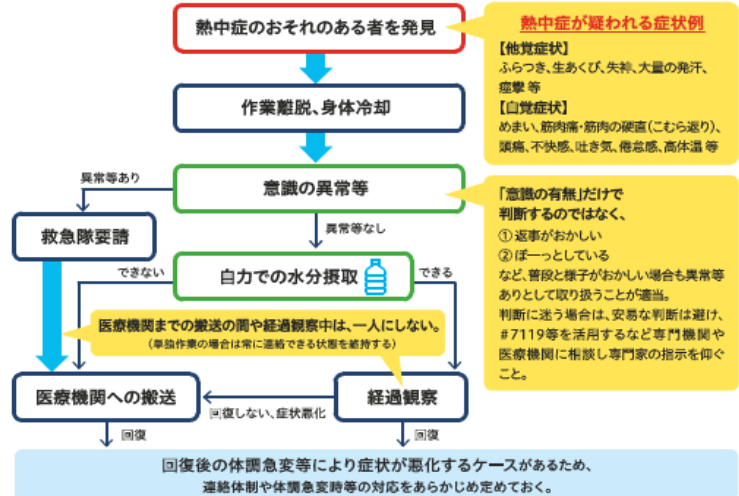


職場における熱中症対策の強化について



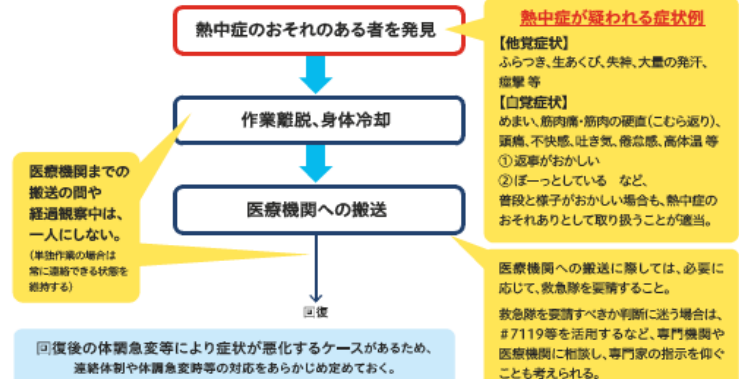
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症対策の強化

熱中症による健康障害発生時の対応計画

手順例①

【状況】

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温感等



【実施事項】

作業離脱、身体冷却



【判断】

意識の異常

「意識の有無」だけで判断するのではなく、①返事がおかしい、②ぼーっとしているなど、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。判断に迷う場合は、安易な判断は避け、専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。なお、総務省消防庁による、救急安心センター事業（#7119）は、令和7年5月21日現在において秋田県においてはサービス未実施地域となっている。

異常等あり

異常等なし

【実施事項】

救急隊要請

※医療機関までの搬送の間や経過観察中は、1人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）



【判断】

自力での水分摂取

自力での水分
摂取ができる

自力での水分
摂取ができない

【実施事項】

医療機関への搬送

回復しない、
症状悪化

【実施事項】

経過観察

※医療機関までの搬送の間や経過観察中は、1人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

【回復】

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

責任者

（氏名、連絡先）

医療機関

（名称、電話、住所）

（秋田労働局版 2025.5）

熱中症による健康障害発生時の対応計画

手順例②

【状況】

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温感等



【実施事項】

作業離脱、身体冷却



【判断】

意識の異常

「意識の有無」だけで判断するのではなく、①返事がおかしい、②ぼーっとしているなど、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。判断に迷う場合は、安易な判断は避け、専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。なお、総務省消防庁による、救急安心センター事業（#7119）は、令和7年5月21日現在において秋田県においてはサービス未実施地域となっている。

【実施事項】

医療機関への搬送・救急隊の要請

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。また、医療機関までの搬送の間や経過観察中は、1人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

【回復】

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

責任者

（氏名、連絡先）

医療機関

（名称、電話、住所）

（秋田労働局版 2025.5）

秋田労働局 熱中症



無料でダウンロードできて
すぐに使えるよ！

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STOP!
熱中症
クールワーク
キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備 重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、遮風
または冷房設備、飲水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

管理者、労働者
に対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、国家労働安全衛生防止協会、海上労働安全衛生防止協会、港湾労働安全衛生防止協会、林業・木材製造業労働安全衛生防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国労働安全衛生協会【協賛】公益社団法人日本労働安全衛生協会、一般社団法人日本労働安全衛生協会【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、消防庁

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

服装

準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周囲が異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

➤ WBGT値の把握：

- 作業場所のWBGT値の把握と低減措置を図るため、測定器を備え付けてリアルタイムに対応できるようにしましょう。※JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

例：WBGT指数計



- 環境省で作成している熱中症予防情報サイトも参考にしましょう。



※秋田県内の数値は実況推定値のため、作業場の条件によって数値が異なる場合があります。

熱中症
予防情報サイト



<http://www.wbgt.env.go.jp/>

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの
評価を行う暑さ指数のこと

WBGT基準値の活用方法

右の表に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる。

基準値を超える場合には

- ・ 冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること。
- ・ 身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること。
- ・ WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること。

表 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

▶ それでも基準値を超えてしまうときには

STEP2以降の熱中症予防対策

を行う。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて対策を徹底

➤ 暑さ指数の低減

- ・屋外の作業場は、直射日光を遮る遮蔽物（簡易な屋根等）、ミストシャワーなど（※湿度の上昇に注意）
- ・屋内の作業場は、冷房、スポットクーラーなど

➤ 休憩場所の整備

- ・冷房の設置、スポーツドリンク、塩飴等の備付けなど



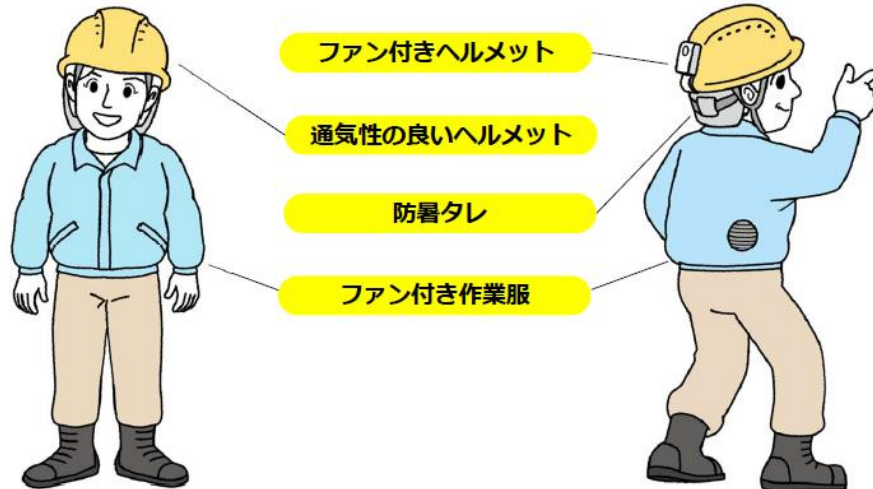
※「見える」安全活動コンクールより抜粋

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

➤ 服装

- ・ファン付き作業服、ヘルメット、冷感グッズなど

※ファン付き作業服



➤ 作業時間の短縮

- ・暑さ指数に応じて休憩時間を増やす、作業を一旦中止する。

(参考) 休憩時間の目安：特段の熱中症予防対策を講じていない場合

WBGT基準値からの超過	休憩時間の目安（1時間当たり）
1℃程度超過	15分 以上
2℃程度超過	30分 以上
3℃程度超過	45分 以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値を元に算出

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

暑熱順化への対応

- 熱に慣らすため、7日以上（できれば2週間）かけて作業時間の調整をする。
特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人



数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

- 暑熱順化トレーニング（日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにする。）

歩く・走る

（帰宅時に一駅分歩くのもOK）

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



適度な運動

（筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの）

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

（お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる）

頻度目安
2日に1回



STOP！熱中症クールワークキャンペーン

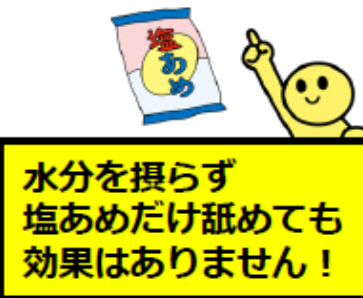
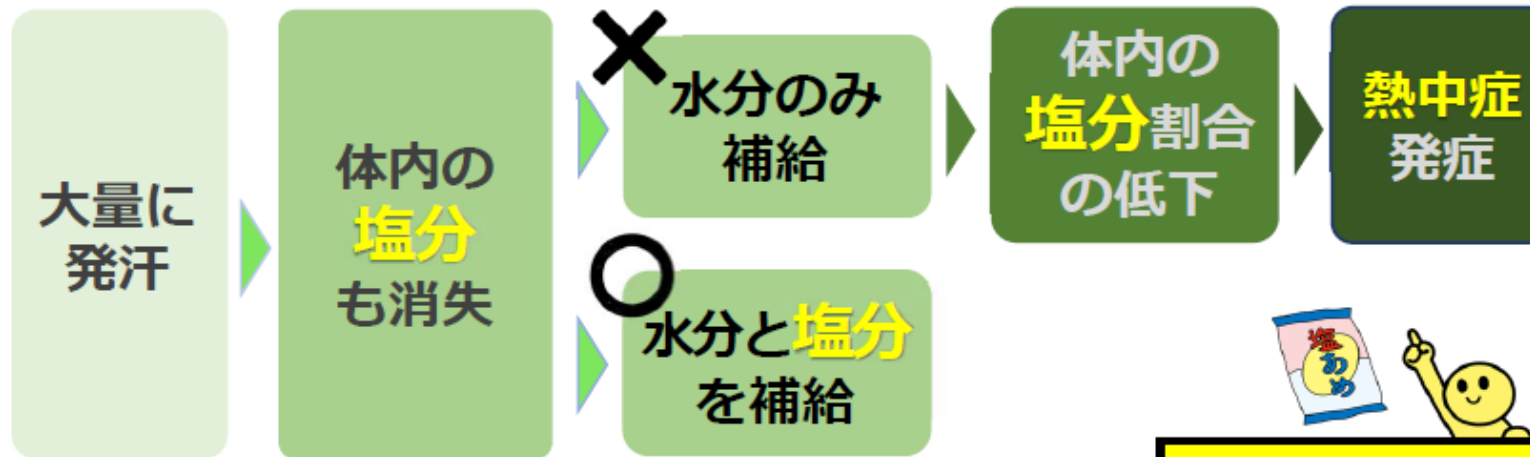
➤ 水分・塩分の摂取

- 水分と塩分を定期的に摂取する（休憩時間だけでなく、作業中も摂取するようにしましょう。）。



水分補給の注意点

⚠ 塩分を同時に補給する



スポーツ飲料、経口補水液を30分ごとに
コップ1杯（200ml）程度飲む

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

➤ プレクーリング

- ・作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減。
例：冷房が効いた部屋での朝礼、休憩時に冷たいおしぼり等で身体を拭く、アイススラリーを飲む。



➤ 健康診断結果に基づく対応

- ・以下の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮。
①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢

➤ 日常の健康管理

- ・朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒は熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認する。



STOP！熱中症クールワークキャンペーン

➤ 作業中の労働者の健康状態の確認

- ・巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等により単独作業を避け、労働者にお互いの状態を確認させましょう。

➤ 異常時の措置

- ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず作業を中止し、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請。）。



あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



③ 救急搬送▼生還

【○ 正しい対応】

すぐに119番▶水をかけ、全身を『急速冷却』！

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...



③ 救急搬送▼心肺停止

【× 誤った対応】

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

▶ 緊急連絡体制の整備

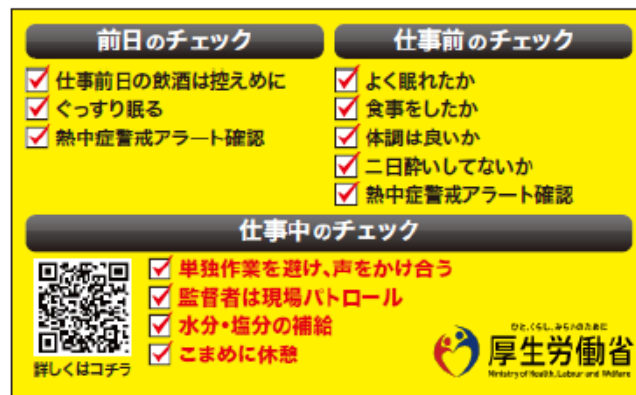
- ・体調不良者がでた場合の緊急連絡体制を整え、万が一に対応できる訓練をしましょう。

熱中症応急手当カード

〈オモテ面〉



〈ウラ面〉



■パソコンからデータをダウンロードして印刷

(両面印刷用)



(A4／表裏10枚)

(片面印刷用)



(A4／表裏一体)

■スマホに画像データをダウンロード



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>

<参考> 熱中症の対策の取組例

1. 皮膚をつまみ上げて「脱水状態」チェック

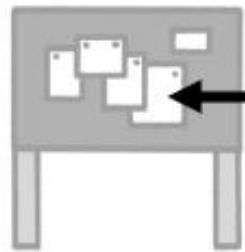
手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



高齢者で確認しやすい

<参考> 熱中症の対策の取組例

2. 爪押しで「隠れ脱水症」チェック



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』のを見つけ方

爪押しでセルフチェック



手の親指の爪を逆の指でつまむ



つまんだ指を離したとき、白かった爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起こしている可能性があります

<参考> 熱中症の対策の取組例

3. 尿の色で「脱水状態」チェック



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』のを見つけ方

尿の色でセルフチェック

①

いい感じです。普段通りに水分をとりましょう。

②

問題はありませんが、もう少し給水しましょう（コップ1杯程度）。

③

1時間以内に約250mlの水分をとりましょう。
屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。

④

今すぐ250mlの水分をとりましょう。
屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。

⑤

今すぐ1000mlの水分をとりましょう。
この色より濃い、あるいは赤／茶色が混じっているときは、
脱水症状以外の問題が考えられます。すぐに病院に行きましょう。

身体の水分量が不足

②～⑤
水分を補給して
身体の水分量を
回復させましょう

⑤より濃いときは
すぐに報告して下さい

<参考> 熱中症の対策の取組例

4. 平均台の上を歩いて「体調」チェック

もたついたり、落下しないか



平均台の代わりに、直線を引いても良い

<参考> 熱中症の対策の取組例

5. 車を「休憩所」にアレンジ

涼しい車内で身体を休める



出典

東洋建設株式会社

<参考> 熱中症の対策の取組例

6. 「足水」でヒンヤリ

足水専用のハウスを設置



バケツに水を張り
足を入れるだけでもOK

出典

鹿島建設株式会社 中部支店 シーテック大高JV工事事務所

<参考> 熱中症の対策の取組例

7. ウェアラブル端末で体調の見える化

リスクが見てわかる



「ウェアラブル端末」には、さまざまなタイプの製品があります。使いたい機能、使い勝手、精度、バッテリーの駆動時間などを考慮して目的にあったものを試してみるといいでしょう。



- 熱中症対策・予兆検知
- 転倒・転落検知
- 屋外・屋内位置測定
- SOS発信

出典

日本精工株式会社 石部工場

<参考> 熱中症の対策の取組例

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える **熱中症ガイド**



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場における熱中症予防



働く人の 今すぐ使える **熱中症ガイド**



目次

01 熱中症から命を守る	P4	05 熱中症の基礎知識	P56
1. 職場で熱中症になった人		1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件	
2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え		2. 暑さ指数 (WBGT)	
3. 熱中症の症状と重症度分類		3. 高齢者や持病がある作業員への配慮	
4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまった行動」		4. STOP! 熱中症タールワークキャンペーン	
5. 熱中症「応急手帳」カード (様式用)		5. 多言語リーフレット	
		6. もっと詳しく知りたい方へ	
02 危険な状況と対策	P12	06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ	P63
1. 建設現場 (屋外) 様		1. 関係法令・関係画集・書類	
2. 製造現場 (屋内) 様		2. 補助金・助成金	
3. その他現場 様		3. 講習会スライド/スライドショー動画	
03 予防法	P30	07 まとめ	P87
1. 3つの注意点 (前日/仕事前/仕事中)		1. 熱中症の見分け方と応急手帳	
2. 暑熱順化 (暑さに慣れる)		2. 予防には「暑熱順化」	
3. 休憩時間について		3. 水分補給と休憩	
4. 予防対策グッズの使用		4. 注意点	
04 取組例	P47		

4

酸素欠乏症等の防止

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

酸素欠乏症等の防止

酸素欠乏症と硫化水素中毒

酸素欠乏症

空気中の酸素濃度が低下することを酸素欠乏といい、酸素欠乏状態の空気を吸入することで酸素欠乏症にかかります。

酸素欠乏症にかかると、めまいや意識喪失、さらには死に至る場合があります。

酸素濃度	症 状 等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16% 12% 8% 6%	頭痛、吐き気 めまい、筋力低下 失神昏倒、7～8分以内に死亡 瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡

硫化水素中毒

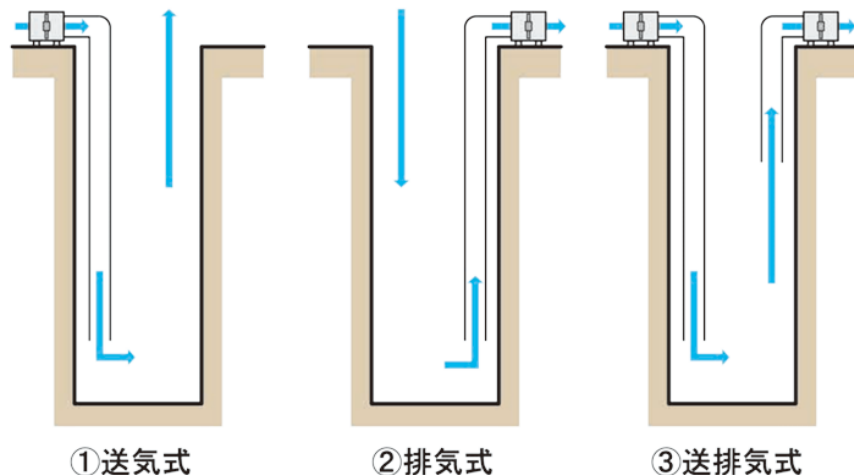
硫化水素は自然界の様々な状況で発生しています。汚泥等の攪拌や化学反応等によっては急激に高濃度の硫化水素ガスが空気中に発散されることもあります。

硫化水素ガスは、臭覚の麻痺や眼の損傷、呼吸障害、肺水腫を引き起こし、死に至る場合もあります。

硫化水素濃度	症 状 等
5ppm程度	不快臭
10ppm	許容濃度（眼の粘膜の刺激下限界）
20ppm 350ppm 700ppm	気管支炎、肺炎、肺水腫 生命の危機 呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡

酸素欠乏症等の防止

換気の実施

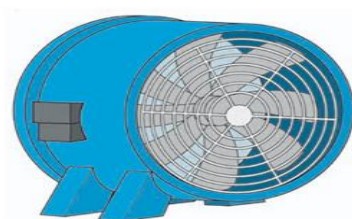


酸素欠乏危険作業を行うときは、爆発、酸化等の防止のために換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合を除き、換気して、その作業場所の酸素濃度を18%以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度18%以上、かつ、硫化水素の濃度を10ppm以下。）に、保つようにしなければなりません。

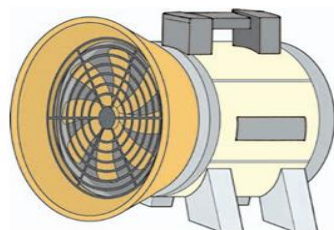
送気式換気を行う場合には、送気用吸気口の付近には、発電機等の排気ガスを発生させるものを置かないこと。

送風機の種類

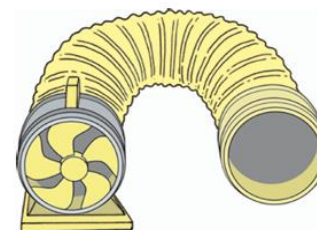
ターボファン



ポータブル型送風機



可搬式送風機とフレキシブルダクト



酸素欠乏症等の防止

酸素濃度等の測定



作業主任者は、その日の作業を開始する前に、作業場の酸素濃度等を測定します。また、休憩などですべての作業者が作業場を離れた後、再び作業を開始する場合や、作業者の身体、換気装置等に異常があった場合にも測定する必要があります。

測定に当たっては、次のことに留意します。

- ① 外部からの測定を原則とし、身を乗り入れたりしないこと。
- ② 内部に立ち入って測定する場合には、空気呼吸器などを使用し、必要に応じて墜落制止用器具(安全帯)を使用すること。
- ③ 測定者の監視人を配置すること。

酸素欠乏危険作業主任者の選任と特別教育の実施選任

酸素欠乏危険作業主任者の選任

酸素欠乏危険作業主任者(第二種酸素欠乏危険作業^(注)の場合は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」)を選任します。



特別教育の実施

酸素欠乏危険作業に係る業務は、特別教育を受けた者が行います。



酸素欠乏症等の防止

呼吸用保護具の使用



しかし、作業開始前の濃度測定や換気をすることが技術的に難しい場所での作業、また、事故の場合に救出するときには、酸素欠乏症や硫化水素及び二次災害を防ぐため、呼吸用保護具の使用が必要です。給気式の空気呼吸器やホースマスク等を使用してください。

5

労働者死傷病報告の電子申請等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者死傷病報告の改正及び電子申請の義務化

1 電子申請の方法

- ① e-Gov 電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)
- ② 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス (<https://www.chohyoshien.mhlw.go.jp/>)

2 電子申請での報告のメリット

- ① **「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！**
労働者死傷病報告等の作成をサポートします！
 - (1) 必須項目や入力内容を案内する**入力ガイド**
 - (2) プルダウン選択によりコード入力が可能
 - (3) 保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要
- ② **スマートフォン、パソコンから報告可能！**
- ③ **時間短縮！**
労働基準監督署に行く手間・時間を短縮できます。
- ④ **郵送費がかからない！**

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudukijun/denshishinsei.html
 - ・ 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です



電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告の改正及び電子申請の義務化

3 電子申請の事前準備

e-Govアカウント又はGビズIDを取得すること。MicrosoftやGoogleでもログイン可能！



e-Govアカウントログイン

4 補足

- ・ 施行日：令和7年1月1日
- ・ 申請者が電子申請を行う端末等を所有していない等電子申請を行う環境が整っていない場合も考えられることから、当分の間、経過措置として書面による報告も可能。
- ・ **労働者死傷病報告の報告事項が改正されました。**（詳細はリーフレット参照）

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入欄が5分割されました。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

(参考)

労働者死傷病報告の記載方法について

- ① 提出先 原則工事現場所在地を管轄する監督署
- ② 労働保険番号 元請の労働保険番号
- ③ 事業場名称 被災労働者の所属事業場の名称
- ④ 工事名 元請の工事件名
- ⑤ 事業場所在地 工事現場所在地（または被災労働者所属事業場の所在地）
- ⑥ 労働者数 被災労働者の所属事業場の入場者数
- ⑦ 建設業の場合は元方事業場の名称 元請の名称
- ⑧ 被災地の場所 現場の所在地
- ⑨ 災害発生状況 状況及び原因のほか工事の工期を記入
- ⑩ 事業者職氏名 被災労働者所属事業場の事業者職氏名

【よくある質問】

労働者が床にある段ボールにつまずいて転倒し、右足小指を骨折した。翌日から1週間休業したが、その期間是有給休暇を消化した。この場合、労働者死傷病報告は必要か？

→休業日数が1週間になるため、報告が必要です。

労働者死傷病報告

8 1 0 0 1 2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

10

受付印



ひと、くらし、
みらいのために

**ご清聴ありがとうございました！
ご安全に！**